

出来形管理基準及び規格値

令和2年10月改定

令和3年10月改定

令和4年10月改定

令和5年10月改定

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工				
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2 掘削工	掘削工		1
		掘削工（面管理の場合）		1
		掘削工（水中部）（面管理の場合）		2
	2-3-3 盛土工	盛土工		2
		盛土工（面管理の場合）		3
	2-3-4 盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		4
		多数アンカー式補強土工法		4
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		4
	2-3-5 法面整形工	盛土部		4
	2-3-6 堤防天端工			4
第4節 道路土工	2-4-2 掘削工	掘削工		4
		掘削工（面管理の場合）		5
	2-4-3 路体盛土工	路体盛土工		6
		路体盛土工（面管理の場合）		6
	2-4-4 路床盛土工	路床盛土工		6
		路床盛土工（面管理の場合）		6
2-4-5 法面整形工	盛土部		7	
第3章 無筋、鉄筋コンクリート				
第5節 鉄筋工	3-7-4 組立て			7

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	2-3-4 矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		8
		軽量鋼矢板		8
		コンクリート矢板		8
		広幅鋼矢板		8
		可とう鋼矢板		8
	2-3-5 縁石工	縁石・アスカープ		8
	2-3-6 小型標識工			8
	2-3-7 防止柵工	立入防止柵		9
		転落(横断)防止柵		9
		車止めポスト		9
	2-3-8 路側防護柵工	ガードレール		9
		ガードケーブル		9
	2-3-9 区画線工			10
	2-3-10 道路付属物工	視線誘導標		10
		距離標		10
	2-3-11 コンクリート面塗装工			10
	2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		10
		スラブ桁		11
	2-3-13 ボーステンション桁製作工	ボーステンション桁製作工		11
		プレキャストセグメント製作工(購入工)		12
	2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工			12
	2-3-15 PCホースラフ製作工			12
	2-3-16 PC箱桁製作工	PC箱桁製作工		13
		PC押し箱桁製作工		13
	2-3-17 根固めブロック			14
	2-3-18 沈床工			14
	2-3-19 捨石工			14
	2-3-22 階段工			15
	2-3-24 伸縮装置工	ゴムジョイント		15
		鋼製フィンガージョイント		15
		埋設型ジョイント		16
2-3-26 多自然型護岸	巨石張り、巨石積み		16	
	かごマット		16	
2-3-27 羽口工	じゃかご		16	
	ふとんかご、かご枠		17	
2-3-28 プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		17	
	プレキャストパイプ工		17	
2-3-29 側溝工	プレキャストU型側溝		17	
	L型側溝		17	
	自由勾配側溝		17	
	管渠		17	
	場所打水路工		18	
	暗渠工		18	
2-3-30 集水柵工			18	
2-3-31 現場塗装工			19	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 基礎工	2-4-1 一般事項	切込砂利		19
		砕石基礎工		19
		割ぐり石基礎工		19
		均しコンクリート		19
	2-4-3 基礎工（護岸）	現場打		19
		プレキャスト		20
	2-4-4 既製杭工	既製コンクリート杭		20
		鋼管杭		20
		H鋼杭		20
		鋼管ソイルメイト杭		20
	2-4-5 場所打杭工			20
	2-4-6 深礎工			21
	2-4-7 オープンケーソン基礎工			21
2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工			21	
2-4-9 鋼管矢板基礎工			22	
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		22
		コンクリートブロック張り		22
		連節ブロック張り		22
		天端保護ブロック		23
	2-5-4 緑化ブロック工			23
2-5-5 石積（張）工			23	
第6節 一般舗装工	2-6-7 アスファルト舗装工	下層路盤工		24
		下層路盤工（面管理の場合）		25
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		26
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		27
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		28
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		29
		加熱アスファルト安定処理工		30
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		31
		基層工		32
		基層工（面管理の場合）		33
		表層工		34
		表層工（面管理の場合）		35
		2-6-8 半たわみ性舗装工	下層路盤工	
	下層路盤工（面管理の場合）			37
	上層路盤工（粒度調整路盤工）			38
	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）			38
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			39
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）			39
	加熱アスファルト安定処理工			40

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	2-6-8 半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		40	
		基層工		41	
		基層工（面管理の場合）		42	
		表層工		43	
		表層工（面管理の場合）		43	
	2-6-9 排水性舗装工	下層路盤工		44	
		下層路盤工（面管理の場合）		45	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		46	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		46	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		47	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		47	
		加熱アスファルト安定処理工		48	
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		49	
		基層工		49	
		基層工（面管理の場合）		50	
		表層工		50	
		表層工（面管理の場合）		51	
		2-6-10 透水性舗装工	路盤工		51
			路盤工（面管理の場合）		52
			表層工		53
	表層工（面管理の場合）			54	
	2-6-11 グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		55	
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		56	
		基層工		56	
		基層工（面管理の場合）		57	
		表層工		57	
		表層工（面管理の場合）		58	
	2-6-12 コンクリート舗装工	下層路盤工		59	
		下層路盤工（面管理の場合）		60	
		粒度調整路盤工		61	
		粒度調整路盤工（面管理の場合）		62	
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		63	
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		64	
		アスファルト中間層		65	
		アスファルト中間層（面管理の場合）		66	
		コンクリート舗装版工		67	
		コンクリート舗装版工（面管理の場合）		68	
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		69	
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		70	
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		70	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		71
		転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)		72
		転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)		73
		転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		74
		転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		75
		転圧コンクリート版工		76
		転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		77
	2-6-13薄層カラー舗装工	下層路盤工		77
		上層路盤工 (粒度調整路盤工)		78
		上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		78
		加熱アスファルト安定処理工		79
		基層工		80
	2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		80
		上層路盤工 (粒度調整路盤工)		81
		上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		81
		加熱アスファルト安定処理工		81
		基層工		81
	2-6-15路面切削工	路面切削工		82
		路面切削工 (面管理の場合)		82
	2-6-16舗装打換え工			82
	2-6-17オーバーレイ工	オーバーレイ工		82
		オーバーレイ工 (面管理の場合)		83
	第7節 地盤改良工	2-7-2 路床安定処理工		
2-7-3 置換工				84
2-7-4 表層安定処理工		サンドマット海上		85
		ICT施工の場合		85
2-7-5 パイルネット工				85
2-7-6 サンドマット工				86
2-7-7 バーチカルドレーン工		サンドドレーン工		86
		ペーパードレーン工		86
		袋詰式サンドドレーン工		86
2-7-8 締固め改良工		サンドコンパクションパイル工		86
2-7-9 固結工	粉末噴射攪拌工		87	
	高圧噴射攪拌工		87	
	スラリー攪拌工		87	
	生石灰パイル工		87	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第7節 地盤改良工	2-7-9 固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編(案)による管理の場合		87
		中層混合処理		88
第10節 仮設工	2-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		88
		鋼矢板		88
		アンカー工		88
		連節ブロック張り工		88
		締切盛土		89
		中詰盛土		89
	2-10-9 地中連続壁工(壁式)			89
2-10-10 地中連続壁工(柱列式)			89	
	2-10-22 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	103
第11節 軽量盛土工	2-11-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第12節 工場製作工(共通)	2-12-1 一般事項	鋳造費(金属支承工)		90
		鋳造費(大型ゴム支承工)		91
		仮設材製作工		91
		刃口金物製作工		91
	2-12-3 桁製作工	仮組検査を実施する場合		92
		シミュレーション仮組検査を実施する場合		92
		仮組検査を実施しない場合		94
		鋼製堰堤製作工(仮組立時)		95
	2-12-4 検査路製作工			97
	2-12-5 鋼製伸縮継手製作工			97
	2-12-6 落橋防止装置製作工			97
	2-12-7 橋梁用防護柵製作工			97
	2-12-8 アンカープレート製作工			98
	2-12-9 プレビーム用桁製作工			98
	2-12-10 鋼製排水管製作工			99
2-12-11 工場塗装工			99	
第13節 橋梁架設工	2-13架設工(鋼橋)	クレーン架設		100
		ケーブルクレーン架設		100
		ケーブルエレクション架設		100
		架設桁架設		100
		送出し架設		100
		トラベラークレーン架設		100
		2-13架設工(コンクリート橋)	クレーン架設	
	架設桁架設		101	
	2-13架設工支保工	固定		101
		移動		101
	2-13架設桁架設	片持架設		101
		押出し架設		101

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	2-14-2 植生工	種子散布工		101
		張芝工		
		筋芝工		
		市松芝工		
		植生シート工		
		植生マット工		
		植生筋工		
		人口張芝工		
		植生穴工		
		植生基材吹付工		
		客土吹付工		
	2-14-3 吹付工(仮設を含む)	コンクリート		103
		モルタル		103
	2-14-4 法枠工	現場打法枠工		104
現場吹付法枠工			104	
プレキャスト法枠工			104	
2-14-6 アンカー工			105	
第15節 擁壁工（共通）	2-15-1 一般事項	場所打擁壁工		105
	2-15-2 プレキャスト擁壁工			106
	2-15-3 補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		106
		多数アンカー式補強土工法		106
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		106
2-15-4 井桁ブロック工			107	
第16節 浚渫工（共通）	2-16-3 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		108
		グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		108
		バックホウ浚渫船（面管理の場合）		108
第18節 床版工	2-18-2 床版工			109

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸					
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6	
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	85	
	1-4-3 パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	85	
	1-4-4 パーチカルドレーン工		第3編2-7-7 パーチカルドレーン工	86	
	1-4-5 締固め改良工		第3編2-7-8 締固め改良工	86	
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9 固結工	87	
第5節 護岸基礎工	1-5-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	19	
	1-5-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
第6節 矢板護岸工	1-6-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	19	
	1-6-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
第7節 法覆護岸工	1-7-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22	
	1-7-4 護岸付属物工			110	
	1-7-5 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	23	
	1-7-6 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22	
	1-7-7 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	23	
	1-7-8 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	104	
	1-7-9 多自然型護岸工	巨石張り		第3編2-3-26 多自然型護岸工	16
		巨石積み		第3編2-3-26 多自然型護岸工	16
		かごマット		第3編2-3-26 多自然型護岸工	16
	1-7-10 吹付工		第3編2-14-3 吹付工	103	
	1-7-11 植生工		第3編2-14-2 植生工	101	
	1-7-12 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4	
	1-7-13 羽口工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	16
ふとんかご			第3編2-3-27 羽口工	17	
かご枠			第3編2-3-27 羽口工	17	
連節ブロック張り			第3編2-5-3 コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	22	
第8節 擁壁護岸工	1-8-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	105	
	1-8-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	106	
第9節 根固め工	1-9-3 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック	14	
	1-9-5 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	14	
	1-9-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	14	
	1-9-7 かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	16
		ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	17
第10節 水制工	1-10-3 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	14	
	1-10-4 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	14	
	1-10-5 かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	16
		ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	17
	1-10-8 杭出し水制工			110	
第11節 付帯道路工	1-11-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9	
	1-11-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	24	
	1-11-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	59	
	1-11-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	77	
	1-11-8 ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	80	
	1-11-9 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17	
第11節 付帯道路工	1-11-10 集水柵工		第3編2-3-30 集水柵工	18	
	1-11-11 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	8	
	1-11-12 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	10	
第12節 付帯道路施設工	1-12-3 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	10	
	1-12-4 標識工		第3編2-3-6 小型標識工	8	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3 配管工			110	
	1-13-4 ハンドホール工			111	
第2章 浚渫（川）					
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2-3-2 浚渫船運転工（民船・官船）		第3編2-16-3浚渫船運転工	108	
第4節 浚渫工（グラブ浚渫船）	2-4-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	108	
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	2-5-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	108	
		浚渫船運転工（面管理の場合）	第3編2-16-3浚渫船運転工	108	
第3章 樋門・樋管					
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6	
第4節 地盤改良工	3-4-2 固結工		第3編2-7-9固結工	87	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	3-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20	
	3-5-5 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8	
	3-5-6 函渠工	本体工			112
		ヒューム管			112
		PC管			112
		コルゲートパイプ			112
		ダクタイル鋳鉄管			112
		PC函渠	第3編2-3-28プレキャストカルバート工		17
	3-5-7 翼壁工			113	
3-5-8 水叩工			113		
第6節 護床工	3-6-3 根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック工	14	
	3-6-5 沈床工		第3編2-3-18沈床工	14	
	3-6-6 捨石工		第3編2-3-19捨石工	14	
	3-6-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	16	
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	17	
第7節 水路工	3-7-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	17	
	3-7-4 集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	18	
	3-7-5 暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	18	
	3-7-6 樋門接続暗渠工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	17	
第8節 付属物設置工	3-8-3 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	9	
	3-8-7 階段工		第3編2-3-22階段工	15	
第4章 水門					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	92	
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	97	
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	97	
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	99	
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	97	
	4-3-9 仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	91	
	4-3-10 工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	99	
第5節 軽量盛土工	4-5-2 軽量盛土		第1編2-4-3路体盛土	6	
第6節 水門本体工	4-6-4 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	4-6-5 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20	
	4-6-6 矢板工（遮水矢板）		第3編2-3-4矢板工	8	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 水門本体工	4-6-7 床版工			113
	4-6-8 堰柱工			113
	4-6-9 門柱工			113
	4-6-10 ゲート操作台工			113
	4-6-11 胸壁工			113
	4-6-12 翼壁工		第6編3-5-7 翼壁工	113
	4-6-13 水叩工		第6編3-5-8 水叩工	113
第7節 護床工	4-7-3 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック工	14
	4-7-5 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	14
	4-7-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	14
	4-7-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工 第3編2-3-27 羽口工	16 17
第8節 付属物設置工	4-8-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
	4-8-8 階段工		第3編2-3-22 階段工	15
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	100
	4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	100
	4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	100
	4-9-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	100
	4-9-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	100
	4-9-9 架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	100
	4-9-10 支承工		第10編4-5-10 支承工	146
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	19
第11節 床版工	4-11-2 床版工		第3編2-18-2 床版工	109
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	15
	4-12-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	147
	4-12-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工	147
	4-12-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	147
	4-12-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	148
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	10
	4-14-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	11
	4-14-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13 プレキャストセグメント製作工(購入工)	12
	4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	12
	4-14-6 支承工		第10編4-5-10 支承工	146
	4-14-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	101
	4-14-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート橋)	101
	4-14-9 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	109
	4-14-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	147
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-2 支承工		第10編4-5-10 支承工
4-15-4 落橋防止装置工			第10編4-8-3 落橋防止装置工	147
4-15-5 PCホロースラブ製作工			第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	12

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	4-16-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	15
	4-16-4 地覆工		第10編4-8-5地覆工	147
	4-16-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	147
	4-16-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	147
	4-16-7 検査路工		第10編4-8-8検査路工	148
第18節 舗装工	4-18-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	24
	4-18-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	36
	4-18-7 排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	44
	4-18-8 透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	51
	4-18-9 グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	55
	4-18-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	59
	4-18-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	77
4-18-12 ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	80	
第5章 堰				
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第3編2-12-1刃口金物製作工	91
	5-3-4 桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	92
	5-3-5 検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	97
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	97
	5-3-7 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	97
	5-3-8 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	99
	5-3-9 プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9プレビーム用桁製作工	98
	5-3-10 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	97
	5-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	98
	5-3-13 仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	91
	5-3-14 工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	99
第5節 軽量盛土工	5-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6
第6節 可動堰本体工	5-6-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20
	5-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20
	5-6-5 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	21
	5-6-6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	21
	5-6-7 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8
	5-6-8 床版工		第6編4-6-7床版工	113
	5-6-9 堰柱工		第6編4-6-8堰柱工	113
	5-6-10 門柱工		第6編4-6-9門柱工	113
	5-6-11 ゲート操作台工		第6編4-6-10ゲート操作台工	113
	5-6-12 水叩工		第6編3-5-8水叩工	113
	5-6-13 閘門工			113
	5-6-14 土砂吐工			113
	5-6-15 取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105
第7節 固定堰本体工	5-7-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20
	5-7-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20
	5-7-5 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	21

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第7節 固定堰本體工	5-7-6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	21
	5-7-7 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8
	5-7-8 堰本體工			113
	5-7-9 水叩工			113
	5-7-10 土砂吐工			113
	5-7-11 取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105
第8節 魚道工	5-8-3 魚道本體工			114
第9節 管理橋下部工	5-9-2 管理橋橋台工			114
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13架設工(鋼橋)	100
	5-10-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13架設工(鋼橋)	100
	5-10-6 架設工(ケーブルエレクトリオン架設)		第3編2-13架設工(鋼橋)	100
	5-10-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13架設工(鋼橋)	100
	5-10-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13架設工(鋼橋)	100
	5-10-9 架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13架設工(鋼橋)	100
	5-10-10 支承工		第10編4-5-10支承工	146
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2 現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	19
第12節 床版工	5-12-2 床版工		第3編2-18-2床版工	109
第13節 橋梁付屬物工(鋼管理橋)	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	15
	5-13-4 地覆工		第10編4-8-5地覆工	147
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	147
	5-13-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	147
	5-13-7 検査路工		第10編4-8-8検査路工	148
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	10
	5-15-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	11
	5-15-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	12
	5-15-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	12
	5-15-6 支承工		第10編4-5-10支承工	146
	5-15-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13架設工(コンクリート橋)	101
	5-15-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13架設工(コンクリート橋)	101
	5-15-9 床版・横組工		第3編2-18-2床版工	109
	5-15-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	147
第16節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	5-16-3 支承工		第10編4-5-10支承工	146
	5-16-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	147
	5-16-5 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	12
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-17-3 支承工		第10編4-5-10支承工	146
	5-17-4 PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	13
	5-17-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	147
第18節 橋梁付屬物工(コンクリート管理橋)	5-18-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	15
	5-18-4 地覆工		第10編4-8-5地覆工	147
	5-18-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	147
	5-18-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	147
	5-18-7 検査路工		第10編4-8-8検査路工	148

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第20節 付属物設置工	5-20-3 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	9	
	5-20-7 階段工		第3編2-3-22階段工	15	
第6章 排水機場					
第3節 軽量盛土工	6-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6	
第4節 機場本體工	6-4-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	6-4-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20	
	6-4-5 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8	
	6-4-6 本體工			115	
	6-4-7 燃料貯油槽工			115	
第5節 沈砂池工	6-5-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	6-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20	
	6-5-5 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8	
	6-5-6 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105	
	6-5-7 コンクリート床版工			115	
	6-5-8 ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	14	
第6節 吐出水槽工	6-6-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	6-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20	
	6-6-5 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8	
	6-6-6 本體工		第6編6-4-6本體工	115	
第7章 床止め・床固め					
第3節 軽量盛土工	7-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6	
第4節 床止め工	7-4-4 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	7-4-5 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8	
	7-4-6 本體工	床固め本體工			116
		植石張り		第3編2-5-5石積(張)工	23
		根固めブロック		第3編2-3-17根固めブロック	14
	7-4-7 取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105	
7-4-8 水叩工	水叩工			116	
	巨石張り		第3編2-3-26多自然型護岸工	16	
	根固めブロック		第3編2-3-17根固めブロック	14	
第5節 床固め工	7-5-4 本堤工		第6編7-4-6本體工	116	
	7-5-5 垂直壁工		第6編7-4-6本體工	116	
	7-5-6 側壁工			116	
	7-5-7 水叩工		第6編7-4-8水叩工	116	
第6節 山留擁壁工	7-6-3 コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105	
	7-6-4 ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	22	
	7-6-5 石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	23	
	7-6-6 山留擁壁基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	19	
第8章 河川維持					
第7節 路面補修工	8-7-3 不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	4	
	8-7-4 コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	59	
	8-7-5 アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	24	
第8節 付属物復旧工	8-8-2 付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	9	
第9節 付属物設置工	8-9-3 防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	9	
	8-9-5 付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	10	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3 配管工		第6編1-13-3配管工	110	
	8-10-4 ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール工	111	
第12節 植栽維持工	8-12-3 樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	101	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第9章 河川修繕				
第3節 軽量盛土工	9-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6
第4節 腹付工	9-4-2 覆土工		第1編2-3-5法面整形工	7
	9-4-3 植生工		第3編2-14-2植生工	101
第5節 側帯工	9-5-2 縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27羽口工	16
		連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工（連結ブロック張り）	22
		コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	22
	9-5-2 縁切工	石張工	第3編2-5-5石積（張）工	23
	9-5-3 植生工		第3編2-14-2植生工	101
第6節 堤脚保護工	9-6-3 石積工		第3編2-5-5石積（張）工	23
	9-6-4 コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	22
第7節 管理用通路工	9-7-2 防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	9
	9-7-4 路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	82
	9-7-5 舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	82
	9-7-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	82
	9-7-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	第3編2-3-29側溝工	17
		集水桝工	第3編2-3-30集水桝工	18
9-7-8 道路附属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	8	
第8節 現場塗装工	9-8-3 付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	19
	9-8-4 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	10

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第3節 軽量盛土工	1-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	85
	1-4-3 パイルネット工		第3編2-7-5パイルネット工	85
	1-4-4 バーチカルドレーン工		第3編2-7-7バーチカルドレーン工	86
	1-4-5 締固め改良工		第3編2-7-8締固め改良工	86
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9固結工	87
第5節 護岸基礎工	1-5-4 捨石工		第3編2-3-19捨石工	14
	1-5-5 場所打コンクリート工			117
	1-5-6 海岸コンクリートブロック工			117
	1-5-7 笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工（護岸）	19
	1-5-8 基礎工		第3編2-4-3基礎工（護岸）	19
	1-5-9 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8
第6節 護岸工	1-6-3 石積（張）工		第3編2-5-5石積（張）工	23
	1-6-4 海岸コンクリートブロック工			117
	1-6-5 コンクリート被覆工			118
第7節 擁壁工	1-7-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105
第8節 天端被覆工	1-8-2 コンクリート被覆工			118
第9節 波返工	1-9-3 波返工			118
第10節 裏法被覆工	1-10-2 石積（張）工		第3編2-5-5石積（張）工	23
	1-10-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	22
	1-10-4 コンクリート被覆工		第7編1-6-5コンクリート被覆工	
	1-10-5 法枠工		第3編2-14-4法枠工	104
第11節 カルバート工	1-11-3 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	17
第12節 排水構造物工	1-12-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	17
	1-12-4 集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	18
	1-12-5 管渠工	プレキャストパイプ	第3編2-3-29暗渠工	18
		プレキャストボックス	第3編2-3-29暗渠工	18
		コルゲートパイプ	第3編2-3-29暗渠工	18
	1-12-6 場所打水路工	タグタイル铸铁管	第3編2-3-29暗渠工	18
		第3編2-3-29場所打水路工	18	
第13節 付属物設置工	1-13-3 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	9
	1-13-6 階段工		第3編2-3-22階段工	15
第14節 付帯道路工	1-14-3 路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	9
	1-14-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	24
	1-14-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	59
	1-14-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	77
	1-14-8 側溝工		第3編2-3-29側溝工	17
	1-14-9 集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	18
	1-14-10 縁石工		第3編2-3-5縁石工	8
	1-14-11 区画線工		第3編2-3-9区画線工	10
第15節 付帯道路施設工	1-15-3 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	10
	1-15-4 小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	8

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬					
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6	
第4節 突堤基礎工	2-4-4 捨石工			119	
	2-4-5 吸出し防止工			119	
第5節 突堤本体工	2-5-2 捨石工			119	
	2-5-5 海岸コンクリートブロック工			120	
	2-5-6 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
第5節 突堤本体工	2-5-7 詰杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	2-5-8 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8	
	2-5-9 石枠工			120	
	2-5-10 場所打コンクリート工			120	
	2-5-11 ケーソン工	ケーソン工製作			121
		ケーソン工据付			121
	2-5-12 セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			121
		セルラー工製作			122
	2-5-12 セルラー工	セルラー工据付			122
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			122
第6節 根固め工	2-6-2 捨石工			122	
	2-6-3 根固めブロック工			123	
第7節 消波工	2-7-2 捨石工		第3編2-3-19捨石工	14	
	2-7-3 消波ブロック工			123	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			123	
	3-3-4 吸出し防止工		第7編2-4-5吸出し防止工	119	
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第3編2-3-19捨石工	14	
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第7編2-5-5海岸コンクリートブロック工	120	
	3-4-4 ケーソン工		第7編2-5-11ケーソン工	121	
	3-4-5 セルラー工		第7編2-5-12セルラー工	122	
	3-4-6 場所打コンクリート工		第7編2-5-10場所打ちコンクリート工	120	
第4章 浚渫（海岸）					
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-3-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	108	
第4節 浚渫工（グラブ船）	4-4-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	108	
第5章 養浜					
第3節 軽量盛土工	5-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6	
第4節 砂止工	5-4-2 根固めブロック工		第7編2-6-3根固めブロック工	123	

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	95
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工			124
	1-3-5 工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	99
第5節 軽量盛土工	1-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6
第6節 法面工	1-6-2 植生工		第3編2-14-2植生工	101
	1-6-3 法面吹付け工		第3編2-14-3吹付工	103
	1-6-4 法枠工		第3編2-14-4法枠工	104
	1-6-6 アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	105
	1-6-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	16 17
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4 コンクリート堰堤本体工			124
	1-8-5 コンクリート副堰堤工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	124
	1-8-6 コンクリート側壁工			124
	1-8-8 水叩工			125
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5 鋼製堰堤本体工	不透過型 透過型		125 126
	1-9-6 鋼製側壁工			128
	1-9-7 コンクリート側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	124
	1-9-9 水叩工		第8編1-8-8水叩工	125
	1-9-10 現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	19
	第10節 護床工・根固め工	1-10-4 根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック
1-10-6 沈床工			第3編2-3-18沈床工	14
1-10-7 かご工		じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	16 17
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	9
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	9
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	24
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	59
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	77
	1-12-8 側溝工		第3編2-3-29場所打水路工	18
	1-12-9 集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	18
	1-12-10 縁石工		第3編2-3-5縁石工	8
	1-12-11 区画線工		第3編2-3-9区画線工	10
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	10
	1-13-4 小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	8
第2章 流路				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6
第4節 流路護岸工	2-4-4 基礎工(護岸)		第3編2-4-3基礎工(護岸)	19
	2-4-5 コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105
	2-4-6 ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	22
	2-4-7 石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	23
	2-4-8 護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	110
	2-4-9 植生工		第3編2-14-2植生工	101
第5節 床固め工	2-5-4 床固め本体工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	124

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-5 垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート堰堤 本体工	124
	2-5-6 側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁 工	124
	2-5-7 水叩工		第8編1-8-8水叩工	125
	2-5-8 魚道工			128
第6節 根固め・水制工	2-6-4 根固めブロック 工		第3編2-3-17根固めブロック	14
	2-6-6 捨石工		第3編2-3-19捨石工	14
	2-6-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	16
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	17
かごマット		第3編2-3-26多自然型護岸工	16	
第7節 流路付属物設置 工	2-7-2 階段工		第3編2-3-22階段工	15
	2-7-3 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	9
第3章 斜面对策				
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6
第4節 法面工	3-4-2 植生工		第3編2-14-2植生工	101
	3-4-3 吹付工		第3編2-14-3吹付工	103
	3-4-4 法枠工		第3編2-14-4法枠工	104
	3-4-5 かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	16
		ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	17
	3-4-6 アンカー工 (プレ キャストコンクリート板)		第3編2-14-6アンカー工	105
3-4-7 抑止アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	105	
第5節 擁壁工	3-5-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20
	3-5-4 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105
	3-5-5 プレキャスト擁 壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁 壁工	106
	3-5-6 補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	106
	3-5-7 井桁ブロック工		第3編2-15-4 井桁ブロック工	107
	3-5-8 落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	135
第6節 山腹水路工	3-6-3 山腹集水路・排水 路工		第3編2-3-29場所打水路工	18
	3-6-4 山腹水路工			128
	3-6-5 山腹暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	18
	3-6-6 現場打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	18
	3-6-7 集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	18
第7節 地下水排除工	3-7-4 集排水ボーリン グ工			129
	3-7-5 集水井工			129
第8節 地下水遮断工	3-8-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105
	3-8-4 固結工		第3編2-7-9固結工	87
	3-8-5 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8
第9節 抑止杭工	3-9-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20
	3-9-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20
	3-9-5 シャフト工 (深 礎工)		第3編2-4-6深礎工	21
	3-9-6 合成杭工			129

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (本体)			130
	1-4 コンクリートダム工 (水叩)			130
	1-4 コンクリートダム工 (副ダム)			131
	1-4 コンクリートダム工 (導流壁)			132
第2章 フィルダム				
第4節 盛立工	2-4-5 コアの盛立			133
	2-4-6 フィルターの盛立			133
	2-4-7 ロックの盛立			133
	2 フィルダム (洪水吐)			134
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	3-3 ボーリング工			134

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す。

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		135
		工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	99
第4節 地盤改良工	1-4-2 路床安定処理工		第3編2-7-2路床安定処理工	84
	1-4-3 置換工		第3編2-7-3置換工	84
	1-4-4 サンドマット工		第3編2-7-6サンドマット工	86
	1-4-5 パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	86
	1-4-6 締固め改良工		第3編2-7-8締固め改良工	86
	1-4-7 固結工		第3編2-7-9固結工	87
第5節 法面工	1-5-2 植生工		第3編2-14-2植生工	101
	1-5-3 法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	103
	1-5-4 法枠工		第3編2-14-4法枠工	104
	1-5-6 アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	105
	1-5-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	16
ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	17	
第6節 軽量盛土工	1-6-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6
第7節 擁壁工	1-7-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20
	1-7-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20
	1-7-5 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105
	1-7-6 プレキャスト擁壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編2-15-3補強土壁工	106
		多数アンカー式補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	106
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	106
	1-7-8 井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	107
	第8節 石・ブロック積（張）工	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工
1-8-4 石積（張）工			第3編2-5-5石積（張）工	23
第9節 カルバート工	1-9-4 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20
	1-9-5 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20
	1-9-6 場所打函渠工			135
	1-9-7 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	17
第10節 排水構造物工（小型水路工）	1-10-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	17
	1-10-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	17
	1-10-5 集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	18
	1-10-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	18
	1-10-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	18
	1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編2-3-29側溝工	17
第11節 落石雪害防止工	1-11-4 落石防止網工			135
	1-11-5 落石防護柵工			135
	1-11-6 防雪柵工			135
	1-11-7 雪崩予防柵工			136
第12節 遮音壁工	1-12-4 遮音壁基礎工			136
	1-12-5 遮音壁本体工			136
第2章 舗装				
第3節 地盤改良工	2-3-2 路床安定処理工		第3編2-7-2路床安定処理工	84
	2-3-3 置換工		第3編2-7-3置換工	84

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 舗装工	2-4-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	24
	2-4-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	36
	2-4-7 排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	44
	2-4-8 透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	51
	2-4-9 グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	55
	2-4-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	59
	2-4-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	77
	2-4-12 ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	80
	2-4 歩道路盤工			137
	2-4 取合舗装路盤工			137
	2-4 路肩舗装路盤工			137
	2-4 歩道舗装工			137
	2-4 取合舗装工			137
	2-4 路肩舗装工			137
2-4 表層工			137	
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	2-5-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	17
	2-5-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	17
	2-5-5 集水柵(街渠柵)・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	18
	2-5-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	18
	2-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	18
	2-5-8 排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	17
	2-5-9 排水性舗装用路肩排水工			138
第6節 縁石工	2-6-3 縁石工		第3編2-3-5縁石工	8
第7節 踏掛版工	2-7-4 踏掛版工	コンクリート工		138
		ラバーシュー		138
		アンカーボルト		138
第8節 防護柵工	2-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	9
	2-8-4 防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	9
	2-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	9
	2-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	9
第9節 標識工	2-9-3 小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	8
	2-9-4 大型標識工	標識基礎工		138
標識柱工			138	
第10節 区画線工	2-10-2 区画線工		第3編2-3-9区画線工	10
第12節 道路付属施設工	2-12-4 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	10
		2-12-5 ケーブル配管工		139
		ハンドホール		139
	2-12-6 照明工	照明柱基礎工		139
第13節 橋梁付属物工	2-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	15
第3章 橋梁下部				
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第3編2-12-1刃口金物製作工	91
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			140
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	98
	3-3-5 工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	99
第5節 軽量盛土工	3-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 橋台工	3-6-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	3-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20	
	3-6-5 深礎工		第3編2-4-6深礎工	21	
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	21	
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	21	
	3-6-8 橋台躯体工			141	
第7節 RC橋脚工	3-7-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	3-7-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20	
	3-7-5 深礎工		第3編2-4-6深礎工	21	
第7節 RC橋脚工	3-7-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	21	
	3-7-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	21	
	3-7-8 鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9鋼管矢板基礎工	22	
	3-7-9 橋脚躯体工	張出式			142
		重力式			142
半重力式				142	
ラーメン式				143	
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	3-8-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20	
	3-8-5 深礎工		第3編2-4-6深礎工	21	
	3-8-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	21	
	3-8-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	21	
	3-8-8 鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9鋼管矢板基礎工	22	
	3-8-9 橋脚フーチング工	I型・T型			144
		門型			144
	3-8-10 橋脚架設工	I型・T型			144
		門型			145
	3-8-11 現場継手工				145
	3-8-12 現場塗装工			第3編2-3-31現場塗装工	19
第9節 護岸基礎工	3-9-3 基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	19	
	3-9-4 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8	
第10節 矢板護岸工	3-10-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	19	
	3-10-4 矢板工		第3編2-3-4矢板工	8	
第11節 法覆護岸工	3-11-2 コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	22	
	3-11-3 護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	110	
	3-11-4 緑化ブロック工		第3編2-5-4緑化ブロック工	23	
	3-11-5 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	22	
	3-11-6 石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	23	
第11節 法覆護岸工	3-11-7 法枠工		第3編2-14-4法枠工	104	
	3-11-8 多自然型護岸工	巨石張り		第3編2-3-26多自然型護岸工	16
		巨石積み		第3編2-3-26多自然型護岸工	16
		かごマット		第3編2-3-26多自然型護岸工	16
	3-11-9 吹付工		第3編2-14-3吹付工	103	
	3-11-10 植生工		第3編2-14-2植生工	101	
	3-11-11 覆土工		第1編2-3-5法面整形工	7	
	3-11-12 羽口工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工	16
		ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	17
		かご枠		第3編2-3-27羽口工	17
		連節ブロック張り		第3編2-5-3-2コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	22

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 擁壁護岸工	3-12-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105	
	3-12-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	106	
第4章 鋼橋上部					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	92	
	4-3-4 検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	97	
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	97	
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	97	
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	99	
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	97	
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			145	
	4-3-10横断歩道橋製作工		第3編2-12-3桁製作工	92	
	4-3-12アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	98	
	4-3-13工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	99	
第5節 鋼橋架設工	4-5-4 架設工 (クレーン架設)		第3編2-13架設工 (鋼橋)	100	
	4-5-5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第3編2-13架設工 (鋼橋)	100	
	4-5-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		第3編2-13架設工 (鋼橋)	100	
	4-5-7 架設工 (架設桁架設)		第3編2-13架設工 (鋼橋)	100	
	4-5-8 架設工 (送出し架設)		第3編2-13架設工 (鋼橋)	100	
	4-5-9 架設工 (トラベラークレーン架設)		第3編2-13架設工 (鋼橋)	100	
	4-5-10 支承工	鋼製支承		146	
	ゴム支承		146		
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3 現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	19	
第7節 床版工	4-7-2 床版工		第3編2-18-2床版工	109	
第8節 橋梁付属物工	4-8-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	15	
	4-8-3 落橋防止装置工			147	
	4-8-5 地覆工			147	
	4-8-6 橋梁用防護柵工			147	
第8節 橋梁付属物工	4-8-7 橋梁用高欄工			147	
	4-8-8 検査路工			148	
第9節 歩道橋本体工	4-9-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	20	
	4-9-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	20	
	4-9-5 橋脚フーチング工	I型		第10編3-8-9橋脚フーチング工	144
		T型		第10編3-8-9橋脚フーチング工	144
	4-9-6 歩道橋 (側道橋) 架設工		第3編2-13架設工 (鋼橋)	100	
4-9-7 現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	19		
第5章 コンクリート橋上部					
第3節 工場製作工	5-3-2 プレベーム用桁製作工		第3編2-12-9プレベーム用桁製作工	98	
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	97	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	97
	5-3-5 検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	97
	5-3-6 工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	99
第5節 PC橋工	5-5-2 プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋	第3編2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	10
		スラブ橋	第3編2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	11
	5-5-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	11
	5-5-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工 (購入工)	12
	5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	12
	5-5-6 支承工		第10編4-5-10支承工	146
	5-5-7 架設工 (クレーン架設)		第3編2-13架設工 (コンクリート橋)	101
	5-5-8 架設工 (架設桁架設)		第3編2-13架設工 (コンクリート橋)	101
	5-5-9 床版・横組工		第3編2-18-2床版工	109
	5-5-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	147
第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2 プレビーム桁製作工 (現場)			148
	5-6-3 支承工		第10編4-5-10支承工	146
	5-6-4 架設工 (クレーン架設)		第3編2-13架設工 (鋼橋)	100
	5-6-5 架設工 (架設桁架設)		第3編2-13架設工 (鋼橋)	100
	5-6-6 床版・横組工		第3編2-18-2床版工	109
	5-6-9 落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	147
第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-3 支承工		第10編4-5-10支承工	146
	5-7-4 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	12
	5-7-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	147
第8節 RCホロースラブ橋工	5-8-3 支承工		第10編4-5-10支承工	146
	5-8-4 RC場所打ホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	12
	5-8-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	147
第9節 PC版桁橋工	5-9-2 PC版桁製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	12
第10節 PC箱桁橋工	5-10-3 支承工		第10編4-5-10支承工	146
	5-10-4 PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	13
	5-10-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	147
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2 PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	13
	5-11-3 支承工		第10編4-5-10支承工	146
	5-11-4 架設工 (片持架設)		第3編2-13架設工 (コンクリート橋)	101
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-2 PC押し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押し箱桁製作工	13
	5-12-3 架設工 (押し架設)		第3編2-13架設工 (コンクリート橋)	101
第13節 橋梁付属物工	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	15
	5-13-4 地覆工		第10編4-8-5地覆工	147
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工、	147
第13節 橋梁付属物工	5-13-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	147
	5-13-7 検査路工		第10編4-8-8検査路工	148

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6章 トンネル (N A T M)					
第4節 支保工	6-4-3吹付工			148	
	6-4-4ロックボルト工			148	
第5節 覆工	6-5-3覆工コンクリート工			149	
	6-5-4側壁コンクリート工		第10編6-5-3覆工コンクリート工	149	
	6-5-5床版コンクリート工			150	
第6節 インパート工	6-6-4インパート本体工			150	
第7節 坑内付帯工	6-7-5地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	18	
第8節 坑門工	6-8-4坑門本体工			150	
	6-8-5明り巻工			151	
第11章 共同溝					
第3節 工場製作工	11-3-3工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	99	
第6節 現場打構築工	11-6-2現場打躯体工			151	
	11-6-4カラー継手工			151	
	11-6-5防水工	防水			152
		防水保護工			152
防水壁				152	
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2プレキャスト躯体工			152	
第12章 電線共同溝					
第5節 電線共同溝工	12-5-2管路工 (管路部)			153	
	12-5-3プレキャストボックス工 (特殊部)			153	
	12-5-4現場打ちボックス工 (特殊部)		第10編11-6-2現場打躯体工	151	
第6節 付帯設備工	12-6-2ハンドホール工			153	
第13章 情報ボックス工					
第3節 情報ボックス工	13-3-4管路工 (管路部)		第10編12-5-2管路工 (管路部)	153	
第4節 付帯設備工	13-4-2ハンドホール工		第10編12-6-2ハンドホール工	153	
第14章 道路維持					
第4節 舗装工	14-4-3路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	82	
	14-4-4舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	82	
	14-4-5切削オーバーレイ工	面管理の場合		154	
	14-4-6オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	82	
	14-4-7路上再生工			154	
	14-4-8薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	77	
	第5節 排水構造物工	14-5-3側溝工		第3編2-3-29側溝工	17
		14-5-4管渠工		第3編2-3-29側溝工	17
14-5-5集水柵・マンホール工			第3編2-3-30集水柵工	18	
14-5-6地下排水工			第3編2-3-29暗渠工	18	
14-5-7場所打水路工			第3編2-3-29場所打水路工	18	
14-5-8排水工			第3編2-3-29側溝工	17	
第6節 防護柵工		14-6-3路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	9
	14-6-4防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	9	
	14-6-5ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	9	
	14-6-6車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	9	

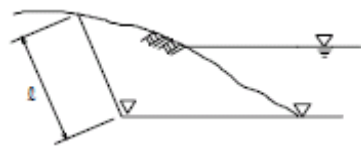
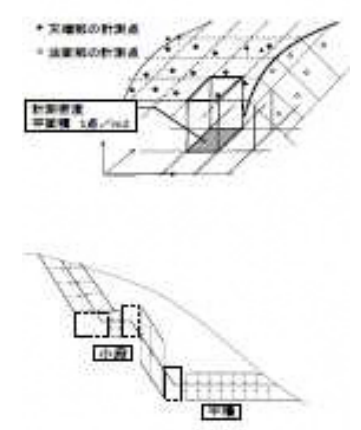
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第7節 標識工	14-7-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	8
	14-7-4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	138
第8節 道路付属施設工	14-8-4 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	10
	14-8-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	139
	14-8-6 照明工		第10編2-12-6 照明工	139
第9節 軽量盛土工	14-9-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第10節 擁壁工	14-10-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	105
	14-10-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	106
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22
	14-11-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	23
第12節 カルバート工	14-12-4 場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	135
	14-12-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	17
第13節 法面工	14-13-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	101
	14-13-3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	103
	14-13-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	104
	14-13-6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	105
	14-13-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工 第3編2-3-27 羽口工	16 17
第15節 橋梁付属物工	14-15-2 伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮装置工	15
	14-15-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	147
	14-15-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工、	147
	14-15-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用高欄工	147
	14-15-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	148
第17節 現場塗装工	14-17-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	10
第16章 道路修繕				
第3節 工場製作工	16-3-4 桁補強材製作工			155
	16-3-5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	97
第5節 舗装工	16-5-3 路面切削工		第3編2-6-15 路面切削工	82
	16-5-4 舗装打換え工		第3編2-6-16 舗装打換え工	82
	16-5-5 切削オーバーレイ工		第10編14-4-5 切削オーバーレイ工	154
	16-5-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17 オーバーレイ工	82
	16-5-7 路上再生工		第10編14-4-7 路上再生工	154
	16-5-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	77
第6節 排水構造物工	16-6-3 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17
	16-6-4 管渠工		第3編2-3-29 側溝工	17
	16-6-5 集水枡・マンホール工		第3編2-3-30 集水枡工	18
	16-6-6 地下排水工		第3編2-3-29 暗渠工	18
	16-6-7 場所打水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	18
	16-6-8 排水工		第3編2-3-29 側溝工	17
第7節 縁石工	16-7-3 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	8
第8節 防護柵工	16-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	16-8-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
	16-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	16-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	9
第9節 標識工	16-9-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	8
	16-9-4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	138

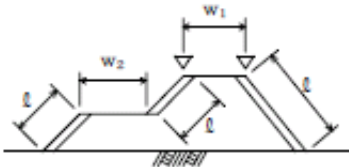
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	16-10-2 区画線工		第3編2-3-9区画線工	10
第12節 道路付属施設工	16-12-4 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	10
	16-12-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	139
	16-12-6 照明工		第10編2-12-6照明工	139
第13節 軽量盛土工	16-13-2 軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	6
第14節 擁壁工	16-14-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	105
	16-14-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	106
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	22
	16-15-4 石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	23
第16節 カルバート工	16-16-4 場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	135
	16-16-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	17
第17節 法面工	16-17-2 植生工		第3編2-14-2植生工	101
	16-17-3 法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	103
	16-17-4 法枠工		第3編2-14-4法枠工	104
	16-17-6 アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	105
	16-17-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	16 17
第18節 落石雪害防止工	16-18-4 落石防止網工		第10編1-11-4落石防止網工	135
	16-18-5 落石防護柵工		第10編1-11-5落石防護柵工	135
	16-18-6 防雪柵工		第10編1-11-6防雪柵工	135
	16-18-7 雪崩予防柵工		第10編1-11-7雪崩予防柵工	136
第20節 鋼桁工	16-20-3 鋼桁補強工		第10編16-3-4桁補強材製作工	155
第21節 橋梁支承工	16-21-3 鋼橋支承工		第10編4-5-10支承工	146
	16-21-4 PC橋支承工		第10編4-5-10支承工	146
第22節 橋梁付属物工	16-22-3 伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工	15
	16-22-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	147
	16-22-6 地覆工		第10編4-8-5地覆工	147
	16-22-7 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	147
	16-22-8 橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	147
	16-22-9 検査路工		第10編4-8-8検査路工	148
第25節 現場塗装工	16-25-3 橋梁塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	19
	16-25-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	10

※ 「準用する出来形管理基準」は準用先を示す。空白部は「条」の欄に準用先を示す

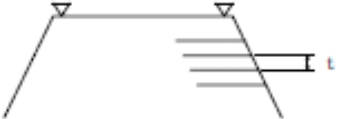
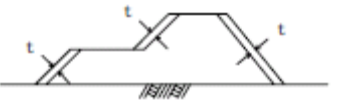
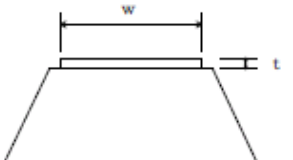
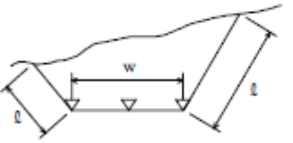
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。						
						法長ℓ	ℓ<5m				-200			
							ℓ≥5m				法長-4%			
				2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計算値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差	±50	±150					
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計算値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		-50		施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100				
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 2%				
						幅 w ₁ , w ₂		-100				

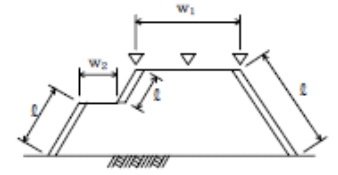
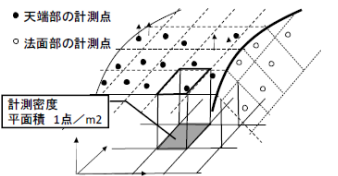
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)					1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、 ここでの勾配 は、鉛直方向 の長さ1に対 する、水平方 向の長さXを X割と表した もの						

単位：mm

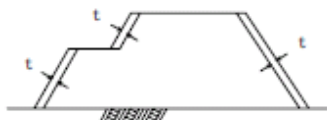
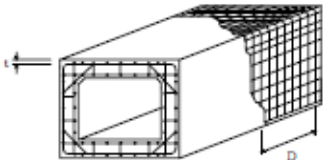
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	-50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長100mにつき1箇所、100m以下は2箇所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w		-100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。			
						法長 l	l < 5m				-200
							l ≥ 5m				法長-4%
						幅 w					-100

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-100	
							ℓ ≥ 5 m				法長-2%	
						幅	w ₁ , w ₂				-100	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)		平均 値	個々の 計測値				
						天端	標高較差	-50			-150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
						法面 (小段 含む)	標高較差	-80			-190	

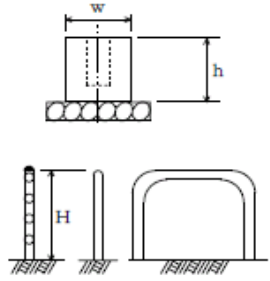
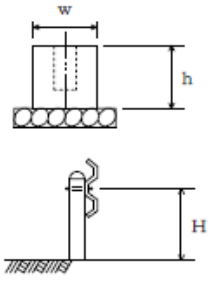
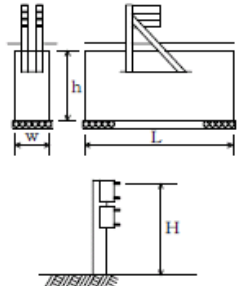
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
						か ぶ り t	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり			

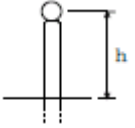
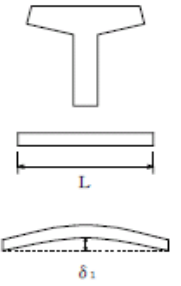
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 l	100				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1箇所/1基 基礎 1基毎			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
							根 入 長				設計値以上

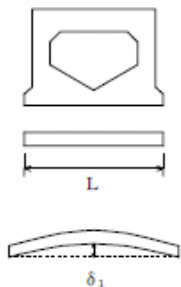
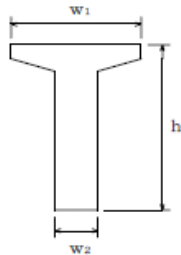
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。		H
							高さ h	-30			
							パイプ取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。		
							高さ h	-30			
							ビーム取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1箇所/1基礎毎		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
							ケーブル取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所		

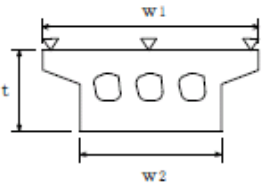
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合、2箇所測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	11		コンクリート面塗装工	塗 膜 厚	鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ-74「表Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS製品の場合は、JIS認定工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準ずる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

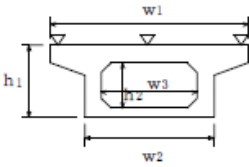
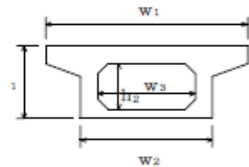
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ± L / 1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS 製品の場合は、JIS 認定工場の成績表にかえることができる。 JIS 製品以外は JIS 製品に準ずる。		
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ ₁	± 8			
						横方向の曲がり δ ₂	± 10			
3 土 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w ₁	+10 - 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレンシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 (下) w ₂	± 5			
						高 さ h	+10 - 5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ < 15… ± 10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ - 30mm以内			
						横方向最大タワミ	0. 8ℓ			

単位：mm

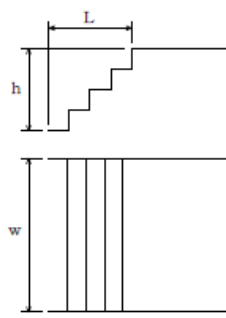
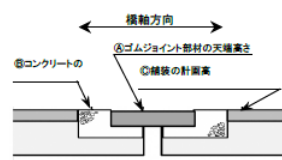
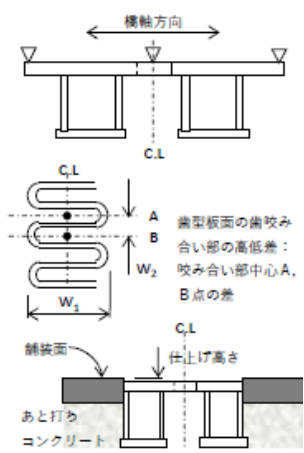
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント 製作工（購入工）	桁 長 l	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。			
						断面の外形寸法 (mm)	—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 l 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 l ：支間長 (m)			
						横方向最大タワミ	$0.8 \cdot l$				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホーラスラブ製作工	基 準 高	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-4-12床版・横組工に準ずる。 l ：桁長 (m)			注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$				
						厚 さ t	$-10 \sim +20$				
						桁 長 l 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm (l - 5)$ かつ -30mm以内				

単位：mm

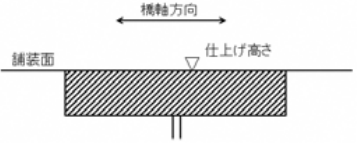
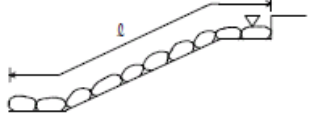
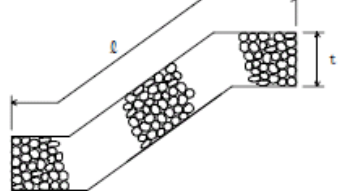
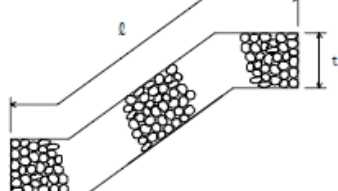
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-4-12床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	-5～+30			
						幅（下） w_2	-5～+30			
						内 空 幅 w_3	±5			
						高 さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ -30mm以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C押し箱桁製作工	幅（上） w_1	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-4-12床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	-5～+30			
						内 空 幅 w_3	±5			
						高 さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ -30mm以内			

単位：mm

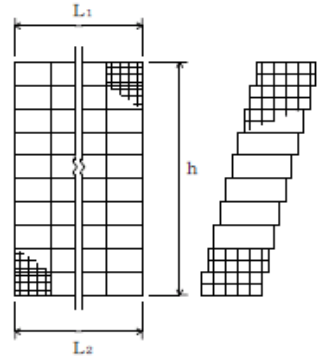
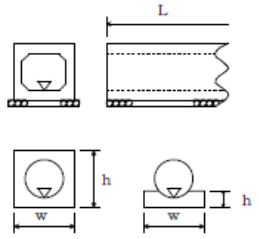
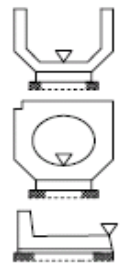
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。								
							厚さt	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。								
							幅W1, W2	-20									
							延長L1, L2	-200	1施工箇所毎								
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	<p>tは根固めブロックの高さ</p>							
							延長L1, L2	- t / 2	1施工箇所毎								
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	18			沈床工	基準高▽	±150	1組毎		
													幅 w	±300			
													延長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。									
						幅 w	-100										
						延長 L	-200										

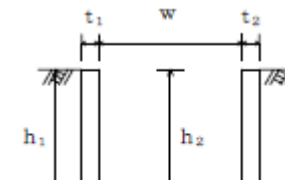
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所			
						高さ h	-30				
						長さ L	-30				
						段 数	±0段				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	舗装面に対し 0~-2	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						表 面 の 凹 凸	3				
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高 さ	据 付 け 高 さ 橋軸方向各点誤 差の相対差	±3 3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の3点		
							表 面 の 凹 凸	3			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
							歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
							歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
							仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2			

単位：mm

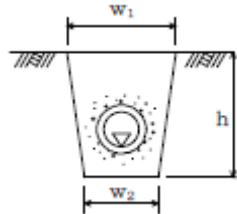
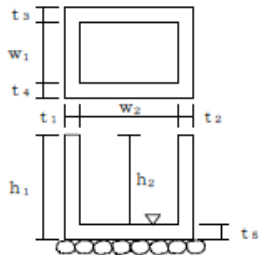
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）	基準高 ∇	± 500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法 長 l	-200				
						延 長 L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工（かごマット）	法 長 $\cdot l$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚 さ t	$-0.2t$				
						延 長 L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工（じゃかご）	法長 l	$l < 3m$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							$l \geq 3m$	-100			
						厚 さ t		-50			

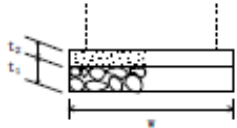
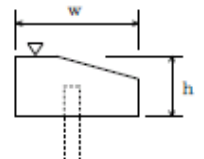
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	27	2	羽口工（ふとんかご、かご枠）	高 さ h	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延 長 L ₁ , L ₂	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
						※幅 w	-50			
						※高 さ h	±30	1 施工箇所毎		
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工程	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
						± 3	一 2	共 3	29	2

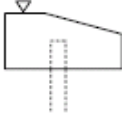
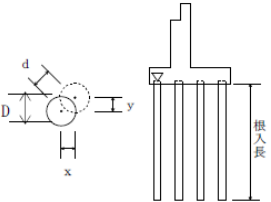
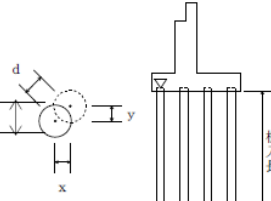
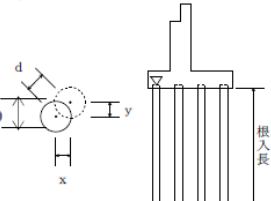


単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30	50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工(暗渠工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(または50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水樹工	基準高 ∇	± 30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工程	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100以内			
						傾 斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100以内			
						杭 径	設計径（公称径）以上			

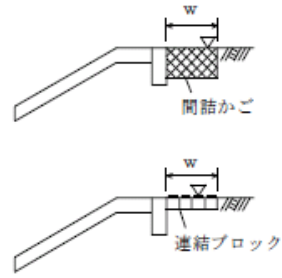
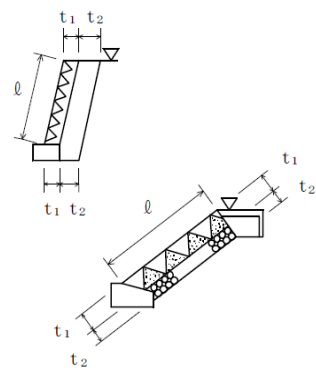
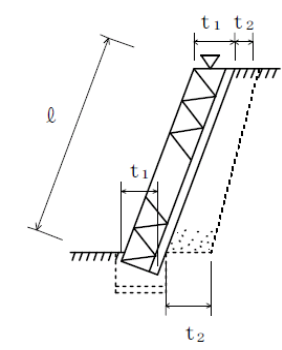
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ラiserプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ（ブロック積張） t ₁	-50				
						厚さ（裏込） t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	-100				
						延 長 L ₁ , L ₂	-200				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ（ブロック） t_1	-50				
						厚さ（裏込） t_2	-50				
						延 長 L	-200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ（石積・張） t_1	-50				
						厚さ（裏込） t_2	-50				
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
								粒度調整路盤工	幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50t以上の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
通編	3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
									幅	-50	-50	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木 工事 共通編	2	一般 施工	6	一般 舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が2,000m ² 以上ある いは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が、500 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の 総使用量が500t 未満 厚さは、個々の測定値が10 個に9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。
									幅	-25	-25	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が2,000m ² 以上ある いは使用する基層及び表層用混合物 の総使用量が、500 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の 総使用量が500t 未満 厚さは、個々の測定値が10 個に9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3 m ² ロイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以 下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差 平坦性	-17 -20 -2 -3	- 3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1箇所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50t以上の場合が該当する。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。	
				幅	-50	-50	—	—					
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				幅	-50	-50	-	-					
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5	- 7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				幅	-50	-50	—	—					
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50t以上の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 小規模未満(200㎡未満)の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200m ² 以上2,000m ² 未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50 t 以上の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 小規模未満(200m ² 未満)の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ 幅	-9 -25	-12 -25	-3 —	-4 —	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
木 工	3 土	2 施	2 一	6 舗	9 一	10	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描	

編	章	節	条	枝番	工 種 (面管理の場合)	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					幅	-25	-25	—	—				
						平 坦 性	—	—	—	—			
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高 較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づ	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
						平坦性	—	3m プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	<p>き出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	<p>基準高は片側延長 40m毎に1箇所割で測定。</p> <p>厚さは、片側延長 40m毎に1箇所掘り起こして測定。</p> <p>幅は、片側延長 40m毎に1箇所測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>		
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t ≥ 15cm	+90	+50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づ</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、</p>		
							t ≥ 15cm	-70	-10				
							t ≥ 15cm	±90	+50 -10				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
						厚 さ	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	<p>き出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する</p>	<p>基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>		
						t ≥ 15cm	±90	+50 -10					
11	3	2	6			厚 さ		-9	-3				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
			10		透水性舗装工 (表層工)	幅	-25	-	<p>幅は、片側延長40m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長100m 毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、 同一工種の施工が数日連続する場合で、 合材の使用量が同一配合で50t以上の場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 小規模未満(200㎡未満)の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					幅	-25	-25	—	—				
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づ	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、	

編	章	節	条	枝番	工 種 (面管理の場合)	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
						平坦性	—	3m ² ロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下	き出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
工 3	施 2	舗 6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積		
事 土	工 一	装 一				厚 さ	—45		—15				
共 木	般	工 般				幅	—50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
										<p>さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>が2,000㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>		
土 3	- 2	- 6	12	2	コンクリート舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
					(下層路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>が2,000 m²以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>			
木	3	般	2	般	6	12	3	コンクリート舗装工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割と	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積	
									幅		-50	-			

編	章	節	条	枝番	工 種 (粒度調整路盤工)	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
木	3	般	6	12	4	コンクリート舗装工	厚さある	-55	-66	-8	し、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	1. 3次元データによる出来形管理に 工事規模の考え方

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					(粒度調整路盤工) (面管理の場合)	いは標高 較差				<p>において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>		
木 工	3 土	2 施	6 般 舗	12 一	5	コンクリート舗装工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、	工事規模の考え方	
							幅	-50		-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					(セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)					<p>厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p>				
工事共	3土木	2一般	舗装工	6一般	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理」	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
					瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)					<p>理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>				
木 工	3 土	設 施	2 一	設 舗	6 一	12	7	コンクリート舗装工	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積	
									幅		-25	—			

編	章	節	条	枝番	工 種 (アスファルト中間層)	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
事	3	工	2	装	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さあるいは標高 較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づ	が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
共	土	一	般	一									工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。		
通	木	施	舗												
編	工														

編	章	節	条	枝番	工 種 (面管理の場合)	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
工	3	施	2	舗	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	—10	—3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。	
事	土	工	一	装	一				幅	—25	—			
共	木	般		工					平 坦 性	—	コンクリートの			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					版工) (面管理の場合)	平坦性	—	3mプロフィルメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
工	3	施	2	舗	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート)	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 ±50 — -45 -15 -50 —	基準高は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さ	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
					版工) 下層路盤工					は、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
土 3	— 2	— 6	12	12	コンクリート舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
					(転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+40 -15	理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000 m²未滿。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-35	—	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。					
						目地段差	± 2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性			3mプロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
						厚 さ	-25	-30	-8				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
			13		薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	-50		—		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。維持工事においては平坦性の項目を省略することができる。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては平坦性の項目を省略することができる。	

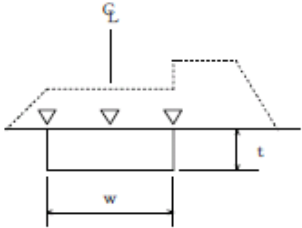
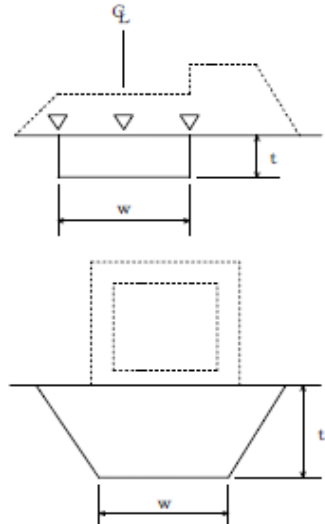
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書の測 点によらず延長40m以下の間隔で測定す ることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積 が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。維持工事 においては平坦性の項目を省略するこ とができる。	
						幅	-25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長20m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測 定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割 合で規格値を満足しなければならないと ともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) に ついて満足しなければならない。ただし、 厚さのデータ数が10個未満の場合は測定 値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50		—				
事 共 通 編	3 土 木 工	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							幅	-50		—			
工 事 共 通 編	3 土 木 工	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							幅	-50		—			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、 厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		—				

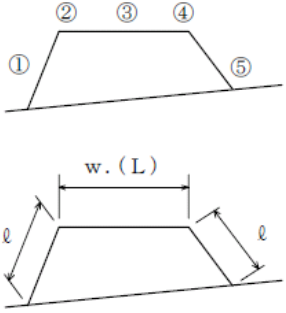
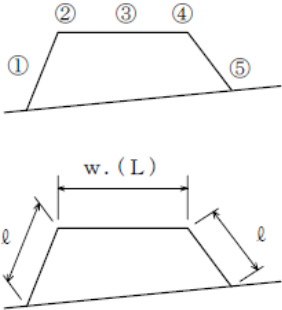
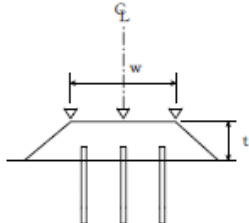
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (・)			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	-			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	-			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1箇所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、延長20m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平坦性	-	3mφ ロイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (・)			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平 坦 性	—	3m ² ロールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

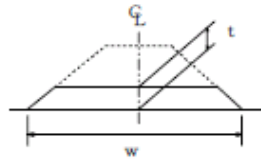
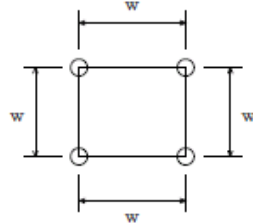
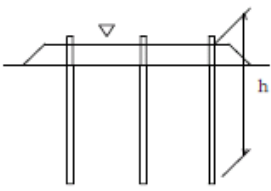
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長20m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。 W. (L)は施工延長40mにつき1箇 所、40m以下のものは1施工箇所につ き3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に記載の全体改良平面 図を用いて天端幅 w 、天端延長 L を確認 (実測は不要)		
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

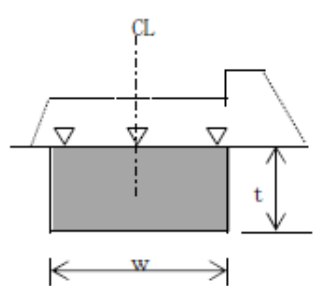
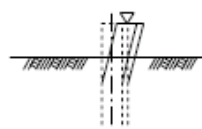
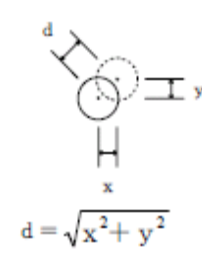
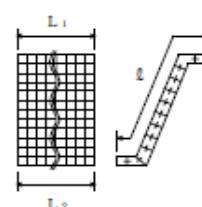
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	加工厚さ t	-50	施工延長40mにつき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	20本に1箇所。 20本以下は2箇所測定。1箇所 に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭 径は対象外とする。		
						杭 径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	サンドドレーン、袋詰 式サンドドレーン、サ ンドコンパクションパ イルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は、適用除外

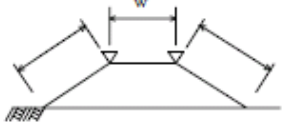
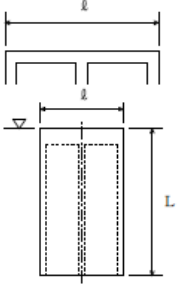
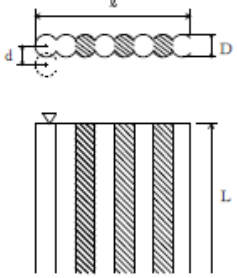
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ∇	-50	20本に1箇所。 20本以下は2箇所測定。		
位置・間隔 w	D/4 以内	1箇所に4本測定。											
杭 径 D	設計値以上	全本数											
深 度 l	設計値以上	$L = l_1 - l_2$ l_1 は改良体先端深度 l_2 は改良体天端深度											
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基準高 ∇	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
位置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)											
杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)											
改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)											

単位：mm


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ∇	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						位 置	設計値以上			
						杭 径 D	設計値以上			
						改 良 長 L	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	±100	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。(任意仮設は除く)		
						根 入 長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ l	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
						配 置 誤 差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 l	-100	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						延 長 L ₁ L ₂	-200			

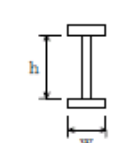
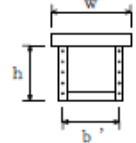
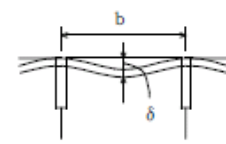
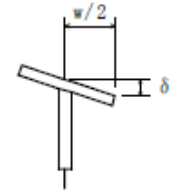
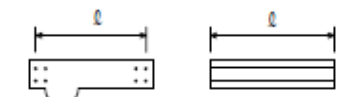
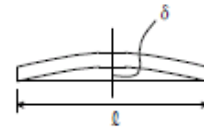
単位：mm

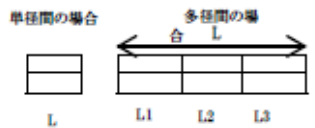
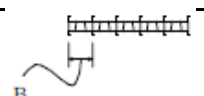


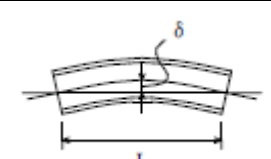
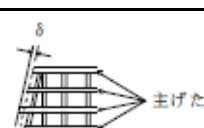
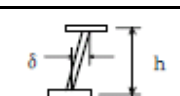
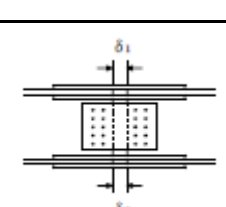
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。(任意仮設は除く)		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 l	-100			
通編	3 土木工事共	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは、1施工箇所につ き2ヶ所。(任意仮設は除く)	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものについては1施工 箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長10mにつき1ヶ所。延 長10m以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		
						連壁の長さ l	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものについては1施工 箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長10mにつき1ヶ所。延 長10m以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		D：杭径
						連壁の長さ l	-50			
						変 位	D/4以内			
						壁 体 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	1	1	鑄造費 (金属支承工)								
											上下部構造物との接合用 ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定		
												中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ		±1	
											ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ		±1.5			
											アンカーバー用孔(鑄放し) アンカーボルト	ドリル加工孔	≤100mm		+3 -1	詳細は道路橋支承便覧参照
													>100mm		+4 -2	
												孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13			
											センターボス	ボスの直径	+0 -1			
												ボスの高さ	+1 -0			
											ボス ※5	ボスの直径	+0 -1			
												ボスの高さ	+1 -0			
											上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13			
											全移動量 ℓ ※4	ℓ ≤ 300mm	±2			
												ℓ > 300mm	±ℓ/100			
											組立絶対高さ H	上、下面加工仕上げ	±3			
												トコンクリー構造用	H ≤ 300mm H > 300mm		±3 (H/200+3) 小数点以下切り捨て	
											普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14			
												鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15			
												削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
												ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級			

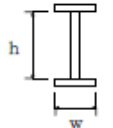
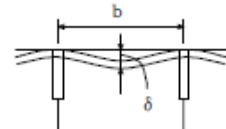
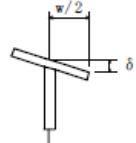
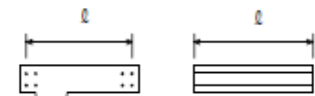
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%			
							1500 < w, L, D	0 ~ +15			
						厚 さ t	t ≤ 20mm	±0.5			
							20 < t ≤ 160	±2.5%			
							160 < t	±4			
						相 対 誤 差	w, L, D ≤ 1000mm	1			
1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000										
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 l (m)	±3 …… l ≤ 10 ±4 …… l > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	±2 …… h ≤ 0.5 ±3 …… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4 …… 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。			
							外周長 L (m)				±(10+L/10)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼げた等	トラス・アーチ等						
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	± 2..... w ≤ 0.5 ± 3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) 2.0 < w	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。			I型鋼げた トラス弦材
										板の平面度 δ (mm)	h / 250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
										箱げた及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150				
										フランジの直角度 δ (mm)	w / 200				
										部材長 ℓ (m)	鋼げた ± 3..... ℓ ≤ 10 ± 4..... ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。			
										トラス、アーチなど	± 2..... ℓ ≤ 10 ± 3..... ℓ > 10				
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)												
<p>※規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ, 圧縮材の曲り δ」の規格値のh, b, w, ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>															

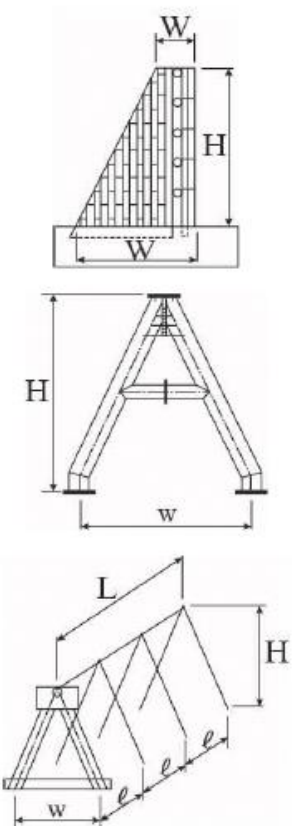
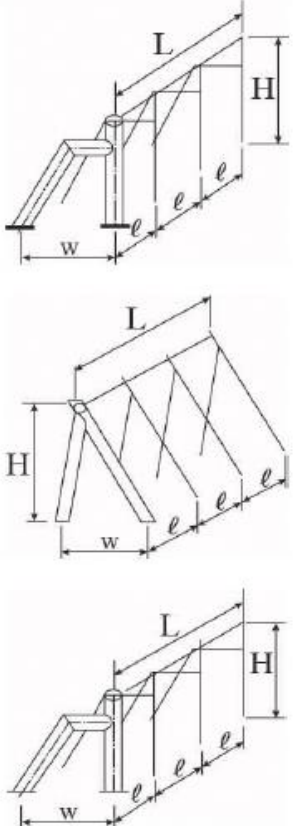
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
								鋼けた等	トラス・アーチ等				
3	土木工事共通編	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮 組 立 精 度	全長、支間長 L (m)	±(10+L/10)	各桁毎に全数測定。			
								主げた、主構の中心 間距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
								主構の組立高さ h (m)	±5……h≤5 ±(2.5+h/2) ……h>5	—	両端部及び中心部 を測定。		
								主げた、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25……L>100	最も外側の主げた又は主構について支 点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			
								主げた、主構のそり δ (mm)	-5~+5……L≤20 -5~+10…… 20<L≤40 -5~+15…… 40<L≤80 -5~+25…… 80<L≤200	各主げたについて 10~12m間隔を測 定。 L: 主げたの 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L: 主構の支間長 (m)		
								主げた、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主げた(主構)端を 測定。			
								主げた、主構の鉛直 度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を 測定。 h: 主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		
								現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値±5	主げた、主構の全継手数の1/2を 測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナス を認めない。			
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>													

単位：mm

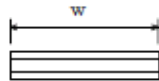
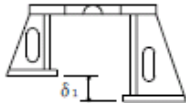
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	土木工事共通編	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$	主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた						
												部材精度	板の平面度 δ (mm)	$h/250$	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
													箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$		
												フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			
												部材長 l (m)	鋼げた	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	主要部材全数を測定。 	
<p>※規格値の w, l に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値の h, b, w に代入する数値は mm 単位の数値とする。</p>																

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定		
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H/0.5			
					(次項に続く)					

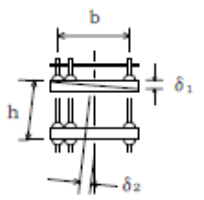
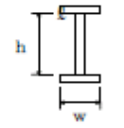
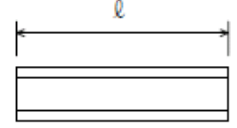
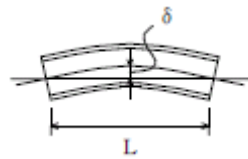
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。					
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材 部材長 w (m)	0~+30	製品全数を測定。					
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)				設 計 値 ± 4	両端及び中央部付近を測定。	
							フィンガーの食い違い δ_2 (mm)				± 2		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。					
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
高 さ h (mm)	± 5										
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フ ラ ン ジ 幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							腹板高 h (m)	$0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \dots 2.0 < w$			
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			
						部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。			
仮組立時	主げたのそり	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主げたについて10～12m間隔を測定。								

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部 材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>工場塗装終了時に測定。ただし、工場で上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。なお、鋼道路橋塗装・防食便覧でいうC塗装系の場合は、無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	13	橋梁架設工	架設工（鋼橋）	全長L（m） 支間長Ln（m）	$\pm(20+L/5)$ $\pm(20+Ln/5)$	各けた毎に全数測定。	<p>単径間の場合 L 多径間の場合 L, L1, L2, L3</p>	
						(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設)	通 り	$\pm(10+L/5)$	L：主げた・主構の支間長(m)	<p>主げた L</p>	
						(架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	そ り	$\pm(25+L/2)$	主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)	<p>L</p>	
							※主げた、主構の 中心間距離 B(m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \cdots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。	<p>B</p>	
							※主げたの橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。	<p>delta 主げた</p>	
							※主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)	<p>delta h</p>	
							※現場継手部 のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)	<p>delta1 delta2</p>	
									※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

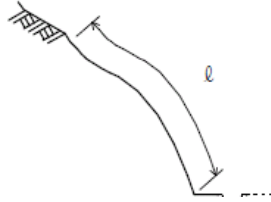
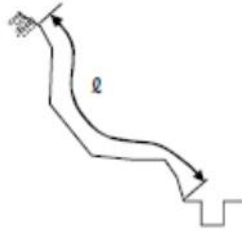

※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

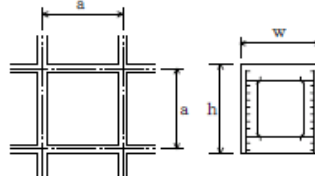
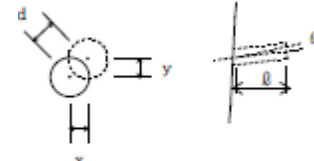
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。			
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
						そ り	—	主桁を全数測定。			
					架設工支保工 （固定） （移動）						
					架設桁架設 （片持架設） （押し架設）						
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 l	$l < 5m$	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							$l \geq 5m$	法長の-4%			
						盛土法長 l	$l < 5m$	-100	ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							$l \geq 5m$	法長の-2%			
					延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%			
						厚さ t	t < 5 cm	-10	施工面積100㎡につき1箇所、面積100㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。		
							t ≥ 5 cm	-20			
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
					延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	法面工 共通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3\text{m}$	-50	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>				
									$l \geq 3\text{m}$	-100					
									厚さ t	$t < 5\text{cm}$			-10	<p>200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は、2ヶ所をせん孔により測定。</p>	
										$t \geq 5\text{cm}$			-20		
									但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						
									延長	L			-200	<p>1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>	

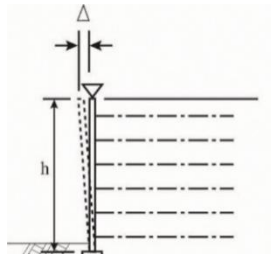
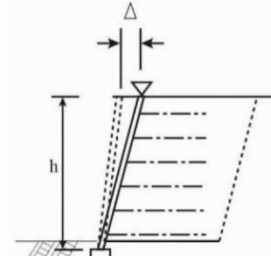
単位：mm

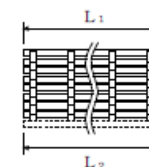
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 (現 場 打 法 枠 工) (現 場 吹 付 法 枠 工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		<p>曲線部は設計図書による</p>	
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200				
							幅 w	-30				<p>枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>
							高さ h	-30				
							吹付枠中心間隔 a	± 100				<p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>
							延 長 L	-200				<p>1施工箇所毎</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 (プ レ カ ス ト 法 枠 工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	<p>施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>			
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200				
							延 長 L	-200				<p>1施工箇所毎</p>
事 共 通 編	3 工 共 通	2 一 般 施 工	14 法 面 工	6	ア ン カ ー 工	削 孔 深 さ ℓ	設 計 値 以 上	全 数 （ 任 意 仮 設 は 除 く ）		※ 鉄 筋 挿 入 工 に も 適 用 す る		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	± 2.5 度				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	<p>施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>			
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高 れ て	$h < 3$ m				-50
							$h \geq 3$ m				-100
						延 長 L	-200	1施工箇所毎	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
編	3 土木 工事 共通	2 一般 施工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	<p>施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合</p>		

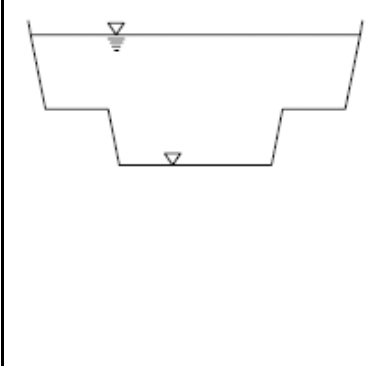
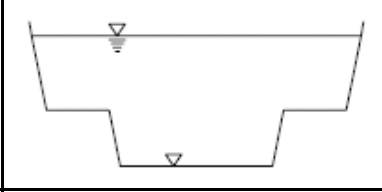
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
								は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
3	土	2	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						高 さ h	$h < 3\text{m}$				-50	
							$h \geq 3\text{m}$				-100	
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内					
						控 え 長 さ (補強材の設計長)	設計値以上					
延 長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測制度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。										
3	土	2			15	4	井桁ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		



単位：mm

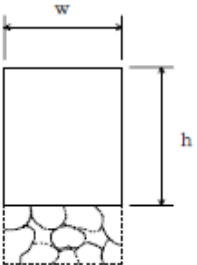
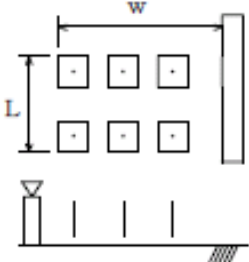
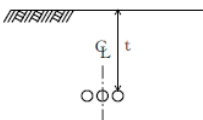
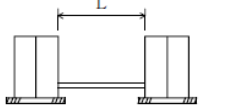
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						法長 ℓ	高さ $h < 3m$	-50		
							高さ $h \geq 3m$	-100		
						厚さ t_1, t_2, t_3	-50			
						延 長 L_1, L_2	-200	1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
								上限	下限												
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	+200	- 800	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。										
								500ps	+200	-1000											
								1000ps	+200	-1200											
							ディーゼル船	250ps	+200	- 800											
								420ps 600ps	+200	-1000											
								1350ps	+200	-1200											
							幅		-200												
							延長		-200												
							3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3				2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
																幅	-200				
延長	-200																				
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。													
						標高較差	0以下					+400以下									

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ∇	± 20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10 mに1箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。		
						鉄筋の有効高さ	± 10			
						鉄筋間隔	± 20	1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10									

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
6 河川編	1 築堤護岸工	10 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			
6 河川編	1 築堤護岸工	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。		
						延長 L	-200			
										

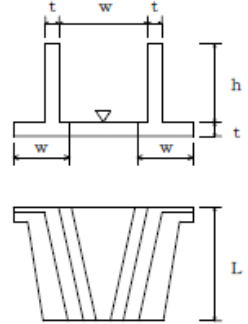

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	1 築堤護岸工	13 光ケ ーブル 配管工	4		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h, h_2	-30			

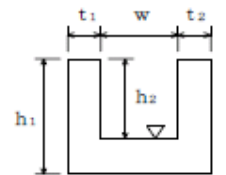
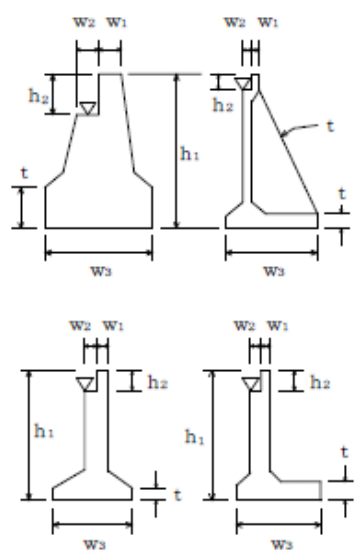
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ∇	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		
						厚 さ $t_1 \sim t_8$	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び 図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示 箇所にて測定。 ブレキャスト製品使用の場合は、製品 寸法を規格証明書で確認するものと し、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 w_1	± 30			
						延 長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 1施工箇所毎		
						延 長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	4 水門	6 水門 本工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰 本工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰 本工	8 9 10		堰本工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは 両端、施工継手箇所及び 構造図の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						堰長 L	$L < 20m$			
	$L \geq 20m$	-100								

単位：mm

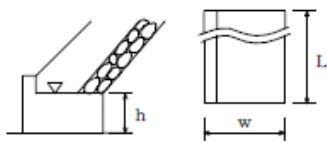
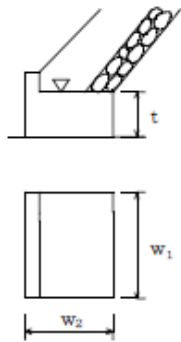
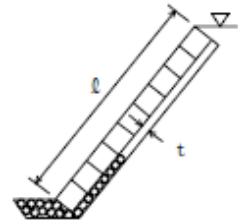
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本體工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	± 50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

単位：mm

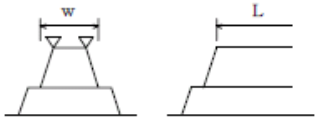
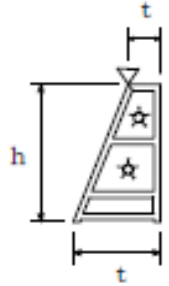
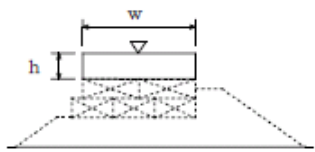
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	ブロック個数20個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w_1	-20				
						ブロック横幅 w_2	-20				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 5\text{ m}$				-100
							$l \geq 5\text{ m}$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-200				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による 測定の管理方法を用いることができ る。			
						法 長 l	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 t'	-50				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被 覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長20m につき1ヶ所、延長20m以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-50				
						厚 さ t	-10				
						基 礎 厚 t'	-45				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返 工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長20m につき1ヶ所、延長20m以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50				
						高さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100				
						延 長 L	-200				

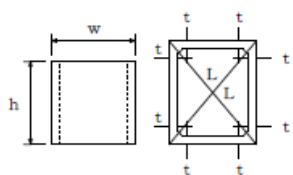
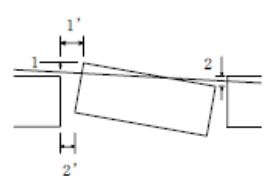
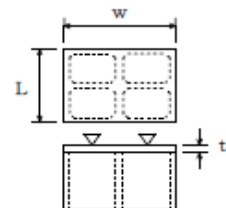
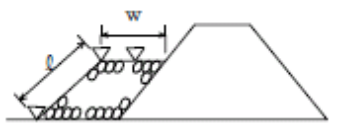
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。			
						表 面 均 し	±100				
						基準 高 ▽ 荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ				±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ				±300
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ				±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ				±300
						法 長 l	-100				幅は施工延長20m につき1ヶ所、延長20m 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所、延 長はセンターライン及び表裏法肩。
						天 端 幅 w_1	-100				
天 端 延 長 L_1	-200										
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長20m につき1ヶ所、延長20m以下の ものは1 施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	-500				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	2		捨石工	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。			
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300				
						法 長 l	-100				幅は施工延長20m につき1ヶ所、延長 20m 以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。
						天 端 幅 w_1	-100				
						天 端 延 長 L_1	-200				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積) ブロック 規格 26 t 未満	±300	施工延長20m につき 1ヶ所、延長20m以下のものは1 施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		
							(層積) ブロック 規格 26 t 以上	±500			
							(乱 積)	±ブロックの 高さの1/2			
							天 端 幅 w	－ブロックの 高さの1/2			
							天 端 延 長 L	－ブロックの 高さの1/2			
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	基準高▽		±50	施工延長20m につき 1ヶ所、延長20m以下のものは1 施工箇所につき 2ヶ所。		
							厚 さ t	-50			
						高さh	h < 3m	-50			
							h ≥ 3m	-100			
							延 長 L	-200			
7 河川 海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽		±30	施工延長20m につき 1ヶ所、延長20m以下のものは1 施工箇所につき 2ヶ所。		
							幅 w	-30			
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要											
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラ スト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部1箇所												
							コンクリート	±50													
							壁厚 t_1	±10				底版完成時、各壁1箇所									
							幅 w	+30, -10				各層完成時に中央部及び底版と天端は両端									
							高さ h_1	+30, -10				完成時、四隅									
							長さ L	+30, -10				各層完成時に中央部及び底版と天端は両端									
							底版厚さ t_2	+30, -10				底版完成時、各室中央部1箇所									
							フーチング高さ h_2	+30, -10				底版完成時、四隅									
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)		法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2箇所												
								ケーソン重量 2000 t 以上 ±150													
							据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100以下				据付完了後、天端2箇所									
								ケーソン重量 2000 t 以上 200以下													
							7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬				5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸上	±30	1室につき1箇所(中心)		
																	水中	±50			
厚さ t	±30																				
幅 w	±30																				
長さ L	±30																				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数			
						幅 w	+20, -10				
						高 さ h	+20, -10				
						長 さ L	+20, -10				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2箇所(各段毎)			
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸 上	±30	1室につき1箇所(中心)		
							水 中	±50			
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長 さ L	±30				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ	-100	幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延 長はセンターライン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w	-100				
						天 端 延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。 1施工箇所毎			
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		-20				
						幅 w ₁ w ₂	層 積	-20				
							乱 積	- t / 2				
						延長 L ₁ L ₂	層 積	-200				
乱 積	- t / 2											
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは20個につき1ヶ所測定。			
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		-20				
						幅 w ₁ , w ₂		-20				
						延長 L ₁ , L ₂		-200				
7 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、港堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高 ▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
								荒均し				異形ブロック据付面（乱積）の高さ
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ					±300
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ				±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ				±300
							法 長 l					-100
						天 端 幅 w ₁		-100				
						天 端 延 長 L ₁		-200				

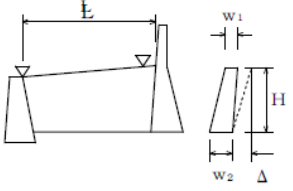
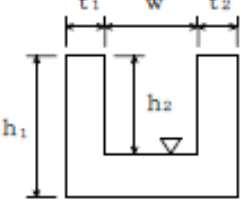
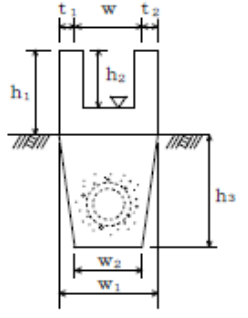
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
						天端部 w_1, w_3 堤 幅 w_2	-30			
						水通しの幅 l_2	± 50			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						長 さ L	-100			

単位：mm

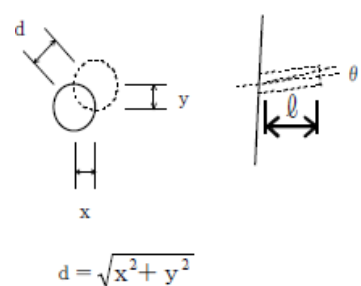
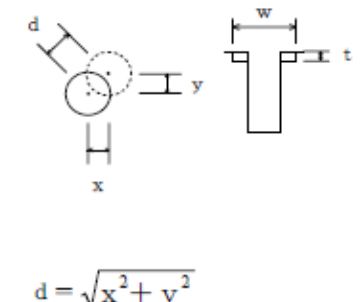
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要											
8	砂防編	1	砂防堰堤	8	コンクリート堰堤工	水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。												
							幅 w	-100													
							厚 さ t	-30													
							延 長 L	-100													
8	砂防編	1	砂防堰堤	9	鉄製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)													
											水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。							
												長 さ l	± 100								
												幅 w_1, w_3	± 50								
												下流側倒れ \triangleleft	$\pm 0.02H$								
											袖 部	袖 高 ∇	± 50								
												幅 w_2	± 50								
												下流側倒れ \triangleleft	$\pm 0.02H$								

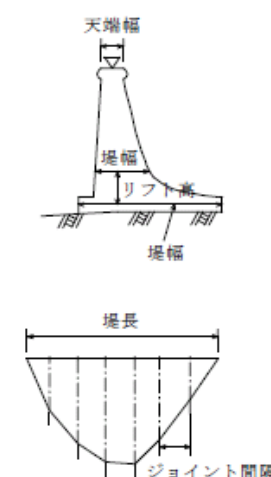
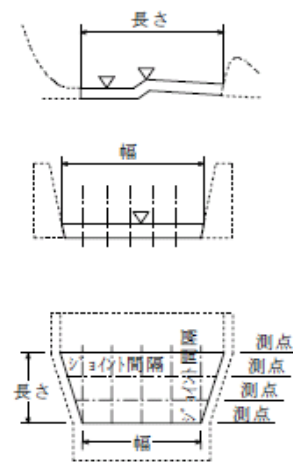
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
8	砂防編	1	砂防堰堤	9	鉄製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定		
									堤長ℓ	±10			
									堤幅W	±30			
									堤幅w	±10			
									高さH	±10			
									高さh	±10			
(次頁に続く)													

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	5	2						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長 さ L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ \triangle	$\pm 0.02H$			
						高さ h	$h < 3m$			
$h \geq 3m$	-100									
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						延 長 L	-200			
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4			基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ l	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	-100			
						巻 立 て 幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。		
						偏 心 量 d	D/4以内 かつ100以内			

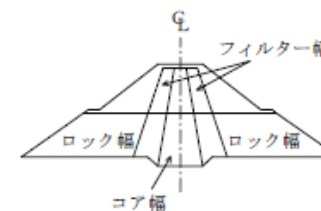
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 <p>(注)1. j : ジョイント</p>	
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	<p>The diagram illustrates measurement points for various dam parameters. It includes a side view of a dam crest with labels for '堤幅' (dam width) and 'リフト高' (lift height). Below it, a top-down view shows '堤長' (dam length) and 'J: ジョイント' (joint). A detailed cross-section shows multiple '測点' (measurement points) for width and length.</p>	
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

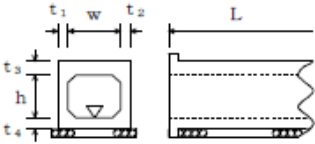
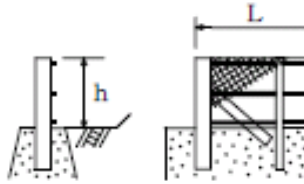
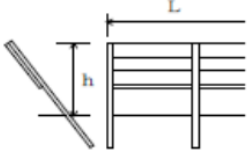
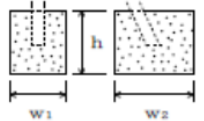
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +2000			



単位：mm

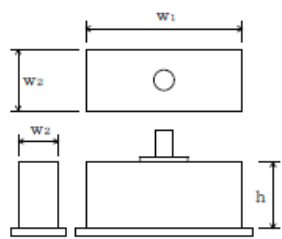
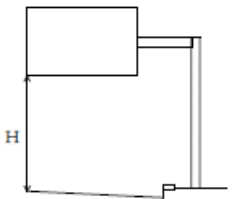
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ∇	± 20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	± 30			
						厚 さ t	± 20			
						幅 w	± 40			
						リ フ ト 高 さ	± 20			
						長 さ L	± 100			
9 ダム編	3 基礎ゲラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
10	1	9	6		場所打函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅(内法) w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	$L < 20m$				-50
$L \geq 20m$	-100										
10	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎			
						延長 L	-200				
10	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
10	1	9	6		防雪柵工	高さ h	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎		
							高さ h	-30			

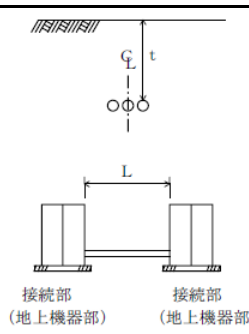
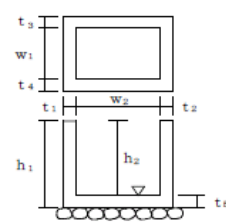
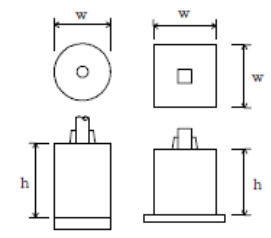
単位：mm

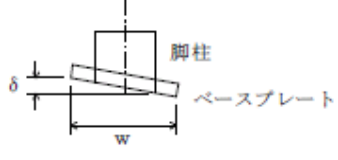
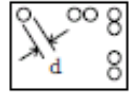
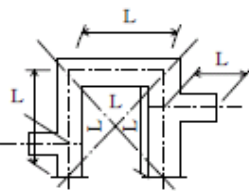
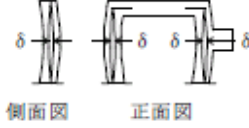
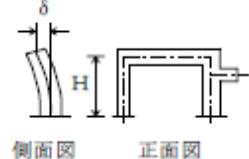
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長20m につき1ヶ所、施工延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎1基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長ℓ	打 込 み ℓ	-10%			全数
埋 込 み ℓ	-5%										
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長20m につき1ヶ所、施工延長20m 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間 隔 w	±15	施工延長5スパンにつき1箇所		
							ず れ a	10			
							ね じ れ b-c	5			
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$			
						高 さ h	+30, -20	1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長20m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1箇所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅	-25	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20	1箇所/1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	± 20	1箇所/1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	± 30	1箇所/1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20	全数		
						厚 さ	—			
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20		
ア ン カ ー 長	± 20	全数								
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		
						高 さ h	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基		

単位：mm

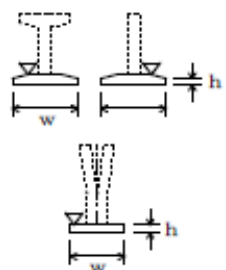
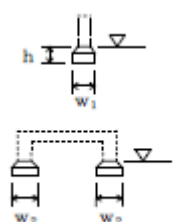
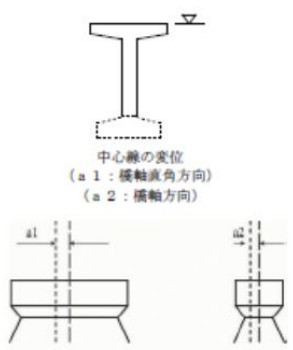
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1箇所		
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1箇所／1施工箇所		
						高 さ h	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							ベースプレート	孔の位置	± 2	全数を測定。		
								孔の径	0~5	全数を測定。		
							仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10)$ $\dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		
						はりのカンバー及び柱の曲がり δ (mm)		L/1,000	各主構の各格点を測定。			
						柱の鉛直度 δ (mm)		$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)			

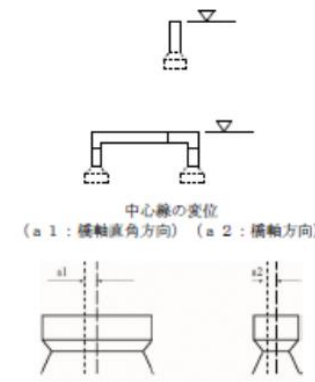
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10				
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						胸壁の高さ h_2	-30				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						胸壁間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の半面位置は沓座の中心ではなくアンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸鉛直方向で十字に切った2隅で計測。		
							平 面 位 置	± 20			
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 半 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋軸鉛直方向で十字に切った2隅で計測。	
平 面 位 置	± 20									
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)					
						厚 さ t	-20						
						天 端 幅 w_1	-20						
						敷 幅 w_2	-20						
						高 さ h	-50						
						長 さ l	-20						
						橋脚中心間 距離 l	± 30						
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値			計 画 高	$+10 \sim -20$	支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値の半面位置は沓座の中心ではなくアンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸鉛直方向で十字に切った2隅で計測。
						平 面 位 置	± 20						
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下						

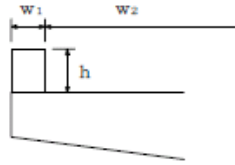
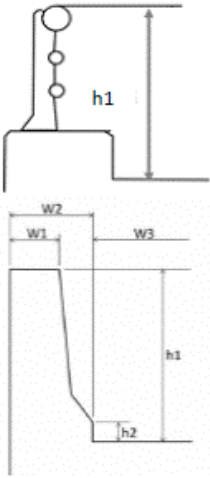
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			

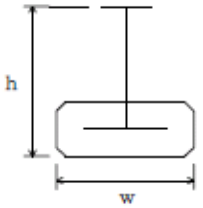
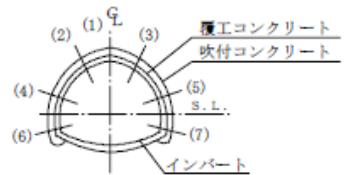
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	

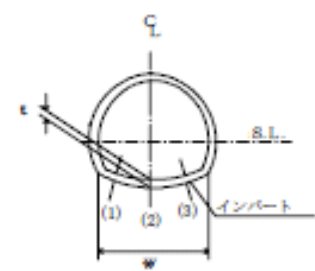
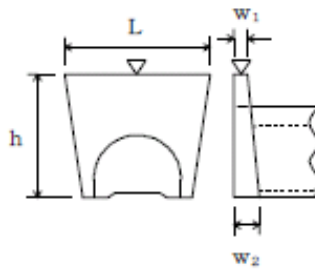
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 仮 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能性が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリ ート 橋				鋼橋
							±5				±(4+0.5 × (B-2))
						水平 度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移 動 量計算値の1/2以 上										
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 仮 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とす る。なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能性が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				±(4+0.5 × (B-2))
							水平 度				橋軸方向
						橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移 動 量計算値の1/2以 上										

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ-1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ h	-10~+20			
						有効幅員 w_2	0~+30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6		橋梁用防護柵工	天 端 幅 w	1 -5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
					7	橋梁用高欄工	地 覆 の 幅 w_2			
			高 さ h_1	-20~+30						
			高 さ h_2	-10~+20						
			有 効 幅 員 w_3	0~+30						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 ℓ：スパン長		
						高さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ±(ℓ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で 施工端部、突出 部等の特殊な 箇所は設計吹 付け厚の1/3 以上を確保 するものとする。	施工延長20m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技 術基準(構造編)・同解説にいう地盤等級 A又はBに該当する地盤とする。		
10 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長20m毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内			

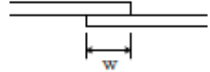

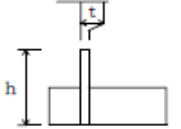
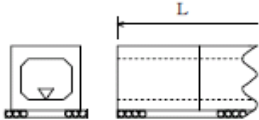
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工20mにつき1箇所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (a) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (A) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)~(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が40m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t_1, t_2	設計値以上			
						延 長 L	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚 さ t	-30				
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	6 イ ン パ ー ト 工	4		インパート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工20mにつき1箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚 さ t ₁ , t ₂	設計値以上				
						延 長 L	—				
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				

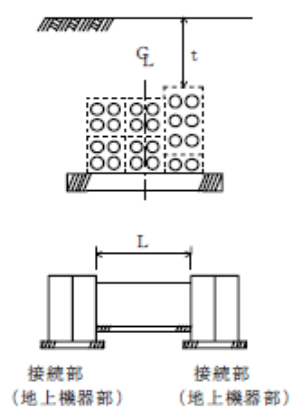
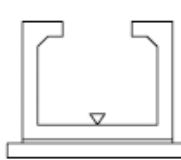
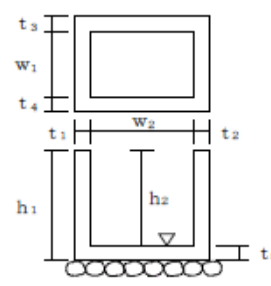
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長20mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラ-継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			

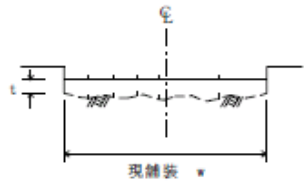
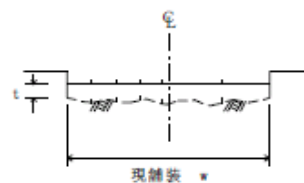
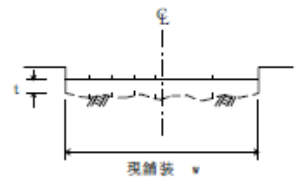
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所 の底版・側壁・頂版 で測定。		
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所 の「四隅」で測定。		
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 プレキャスト 構 築 工	2		プレキャスト 躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 20mにつき 1箇所、延長 20m 以下のものは 1 施 工箇所につき 2 箇 所。ただし、基準高 の適用は据付後の 段階検査時のみ適 用する。		
						延 長 L	-200			

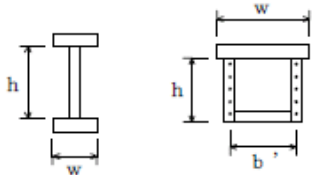
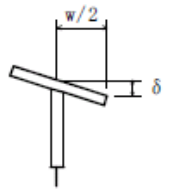
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
						延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 （特殊部）	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、延長 40m未満の場合は、2 箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 小規模未満 (200㎡未満) の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	—	3m ² ロールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、延長 40m未満の場合は、2 箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 小規模未満 (200㎡未満) の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。			
						厚さ t (オーバーレイ)	-9					
						幅 w	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	—	3m ² ロールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				
10	14	4	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30		幅は延長 40m毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、各車線 40m毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼げた等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5	主げた・主構	各支点及び各支間中央 付近を測定。	 <p>I型鋼げた トラス弦材</p>	
							±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/ 2) …… 2.0 < w	床組など	構造別に、5部材につ き1個抜き取った部材 の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主げた	各支点及び各支間中央 付近を測定。		
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測 定。ℓ：部材長 (mm)								